

羽生市太陽光発電事業プロポーザル実施要綱

1. 事業の目的

本事業は太陽光発電施設を建設することにより、地域の自主的なエネルギー確保及び地域雇用の確保、また再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上や温室効果ガスの削減等に貢献し、遊休地の有効活用、本事業による新エネルギーに関する市民意識の向上や環境教育に資することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業名 羽生市太陽光発電事業

(2) 事業形態

本事業にかかわる設備機器の設置、保守及び施設全体の維持管理のすべてを含めた包括的施設リース方式とする。

(3) 建設地

羽生市大字下村君字中谷 1292番 外12筆

面積 7,999㎡ (公簿) のうち約 7,000㎡ (利用可能面積)

(4) 発電出力

太陽電池モジュールの合計出力で 500KW 以上 (6.6KV 高圧連系)

(5) 業務内容

①太陽光発電設備、土地造成、系統連系に係る負担金等、事業に必要なすべての資金のリース業務

②太陽光発電施設の設計、施工、監理一式

③電気事業者及び関係機関との協議及び申請手続き一式

④設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式

⑤施設全体の維持管理一式

⑥その他、本事業開始に伴う全ての事項

(6) 施設設置期限

平成 25 年 12 月 25 日 (水)

(7) 系統連系期限

平成 26 年 1 月 6 日 (月) より発電、売電ができること。

(8) 提案額

リース期間は 5 年間 (60 月間) とし、年間のリース料の上限は 4,000 万円 (消費税含む) とすること。

(9) 契約終了後

①リース期間終了後、羽生市に本施設の所有権を無償で移転させるものとする。

②リース期間終了後は、「保守管理を行う事業者」と羽生市との間で施設運転管理契約を締結するものとする。

3. 契約期間等

(1) 工事期間

契約締結日の翌日から平成 25 年 12 月 25 日 (水) までとする。

(2) リース期間

平成26年1月から平成30年12月までの5年間(60月間)とする。

(3) 契約形態

設備機器の設置及び施設全体の維持管理一式を含めた包括的施設リース契約。

4. 市の要求事項

「羽生市太陽光発電事業仕様書」による。

5. 候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、羽生市太陽光発電事業契約予定者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査結果に基づき候補者を選定する。

6. プロポーザルの参加者及び資格要件

【参加者】

本プロポーザルへの参加者は『リース事業者と太陽光発電施設の建設工事および保守管理を一括して行う企業または企業が連携したグループ』とし、グループ内の一者を代表者と定め、代表者が手続きを行うこと。

【資格要件】

プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていないこと。
- ②次の申し立てがなされていないこと。
 - ・破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ・会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ・民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て
- ③「羽生市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」による指名停止期間中でないこと。
- ④国税、地方税の滞納がないこと。
- ⑤次に該当する者がいないこと。
 - ・役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第88号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ・役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- ⑥設備機器のメンテナンス及び施設全体の維持管理一式を含めた包括的施設リース契約が行えるものであること。
- ⑦建設を担当する企業は建設業法第15条に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

7. スケジュール

- ・事業説明会参加申込期限 平成25年5月31日(金)午後3時
- ・事業説明会 平成25年6月3日(月)
- ・質疑期限 平成25年6月5日(水)午後3時
- ・質疑回答 平成25年6月7日(金)
- ・企画提案書等提出期限 平成25年6月14日(金)午後3時
- ・一次審査(書類審査) 平成25年6月20日(木)
- ・二次審査(ヒアリング) 平成25年6月27日(木)
- ・審査結果通知 平成25年6月28日(金)予定

8. 事業説明会参加申込

- (1) 申込方法 様式1「羽生市太陽光発電事業説明会参加申込書」による
- (2) 申込期限 平成25年5月31日(金)午後3時
- (3) 提出方法 持参または電子メールによる。(電子メールの場合は表題に「説明会参加申込書」と明記し、送信後に電話で着信確認を行って下さい。)
- (4) 提出先 羽生市経済環境部環境課
〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地
TEL: 048-561-1121(代表)
電子メール: kankyuu@city.hanyu.lg.jp

9. 事業説明会

- (1) 開催日時 平成25年6月3日(月) 午後2時～
- (2) 開催場所 羽生市役所 3階301会議室

10. 質疑

参加表明をした者からの本プロポーザルに関する質疑を次のとおり受け付ける。なお、電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 様式3「羽生市太陽光発電事業プロポーザル質問書」
- (2) 提出期間 平成25年6月4日(火)～6月5日(水)午後3時
- (3) 質問方法 電子メールによる。(表題に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に電話での着信確認を行って下さい。)
- (4) 提出先 前記8.(4)と同様
- (5) 回答日時 平成25年6月7日(金)午後5時まで
- (6) 回答方法 ホームページにて公表

11. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書等については、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ① 様式4 「企画提案内容総括表」
- ② 様式5-1、5-2、5-3 「企業情報」
- ③ 企画提案書

・企画提案書はA4版ファイル製本（A3版は折込）とする。

- (2) 提出期間 平成25年6月12日（水）～6月14日（金）午後3時まで
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 13部（正本1部、副本12部）
- (5) 提出先 前記8.（4）と同様

12. 企画提案書記載事項

企画提案書は、別紙「羽生市太陽光発電事業仕様書」に基づき、下記の内容について記載すること。

企画提案については、様式を任意とし、以下に記載した項目順に並べること。

(1) 企画提案内容総括表

・様式4「企画提案内容総括表」を企画提案書の最初のページとすること。

(2) 太陽光発電施設建設工事

① 太陽光発電システム全体について

- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、高圧連系設備など、システム全般を構成する機器に関すること
- ・施工体制や施工時の安全管理について
- ・各機器の採用根拠やシステム全体の創意工夫について

② アレイ架台の設計、アレイレイアウトの構成について

- ・事業用地内の架台、レイアウト等の創意工夫について

③ 遠隔監視、データ収集等のシステムについて

- ・遠隔監視、遠隔運転、データ収集などについて

④ 付帯工事、設備等について

- ・施設内の雑草対策について
- ・建設工事に関して、上記以外の工事および設備等（駐車場、フェンス、外灯、説明看板、その他）についての概要について

⑤ 建設工事の工程について

- ・電力会社、関係機関等との協議を含め詳細な工程を記載すること

⑥ その他

- ・再生可能エネルギーの普及啓発及び情報発信
- ・施設全体の完成予想図及び配置図を添付すること

(3) 単年度発電量等

① 年間推定発電量について

- ・提案するシステム全体として各機器の特性及び経年劣化を考慮し、年度ごと「20年間」の発電量試算すること。
 - ・発電量の算出は「JIS C8907 太陽光発電システムの発電電力量推定方法」に準拠すること
 - ・月平均の日積算傾斜面は、「JIS C8907」に付属されているデータを適用すること
 - ・日射データ地点は「久喜」とすること
 - ・太陽電池アレイの設置角度及び方角は、提案するレイアウトによるものとし、算出に用いた各係数についてはJIS規格に基づくこと
 - ・算出根拠を明確にすること
- ② 年間推定売電量等について
- ・施設内で消費される電力等を考慮した最終的な年間推定売電量及び売電金額を算定すること。
 - ・売電単価は37.8円/KWhで算定すること
 - ・算出根拠を明確にすること
- (4) リース契約内容
- ① 年間リース料金について
- ・年度ごとのリース料金を明確にすること
 - ・リース期間中に発電施設の設備機器に関して必要とされる法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンス費用を含めた金額を算出すること。また、リース期間中の維持管理に関して、想定している内容を詳細に記述すること。
 - ・リース料金の支払いは年度ごとに行うものとし、各年度における支払時期、回数は提案によるものとする。
 - ・提案においては、消費税率を5%で計算すること。
- ② トラブルを未然に防ぐ方策、緊急時の対応体制について
- ③ 損害保険への加入等、災害や事故に対する補償について
- ④ その他
- ・リース期間内において、羽生市にリース料金以外の費用負担が生じない内容の提案とすること
- (5) 保守管理契約内容（6年目以降）
- ① 年間保守管理契約料金について
- ・年度ごとの保守管理料金を明確にすること。
 - ・保守管理契約期間中に発電施設の設備機器に関して必要とされる法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンス費用を含めた金額を算出すること。また、保守管理契約期間中の維持管理に関して、想定している内容及び金額を記述すること。
 - ・保守管理契約期間内において、羽生市に保守管理料金以外の費用負担が生じない内容の提案とすること。
 - ・提案においては、消費税率を5%で計算すること。
- ② トラブルを未然に防ぐ方策、緊急時の対応体制について
- ③ 損害保険への加入等、災害や事故に対する補償について

(6) 事業の採算性

- ・ 20年間の羽生市の事業収支について試算すること。
- ・ 事業収支については、(3) ②により算出した金額を使用すること

(7) 地元貢献

- ・ 市内業者を積極的に活用すること。

13. 審査

審査委員会において企画提案書等の審査を行い優秀提案者を選定する。

参加申込者が多数の場合は、一次審査（書類審査）により優秀提案者数者を選定した後、選定された者に対して二次審査（ヒアリング）を行う。

(1) 審査日程

- ①一次審査 期日：平成25年6月20日（木）
- ②二次審査 期日：平成25年6月27日（木）

・ 一次審査の結果及び二次審査の時間、場所等を個別に通知する。

(2) 審査の観点

- ①提案者の信頼性、事業実績
- ②太陽光発電施設の仕様、創意工夫
- ③再生可能エネルギーの普及啓発及び情報発信
- ④緊急時の対応
- ⑤リース料金及び保守管理料金
- ⑥設備の保証
- ⑦事業の採算性
- ⑧地元への経済効果
- ⑨施設の維持管理体制

(3) 審査結果

最終審査結果は書面により通知する。

なお、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けない。

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要綱に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 提出書類が本要綱及び仕様書に定める事項に適合しない場合

15. 契約

- (1) 市は、選定された候補者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手方とし契約交渉を行う。この際、市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることもある。

- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手方とする。
- (3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、市はその者との契約を行わないことがある。

16. 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の仕様の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 市は、提案者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

17. その他

- (1) 本プロポーザルに参加するための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 羽生市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 説明会参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式2「羽生市太陽光発電事業プロポーザル参加辞退届」を提出すること。なお、辞退した者がこのことを理由に以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて、羽生市の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、羽生市の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された候補者が本要綱に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとする。
- (7) 本件の契約内容に関しては、本要綱に定めるもののほか、関係法令及び羽生市の規則等の定めるところによる。